

行政常任委員会報告

令和元年 5 月 27 日
午後 1 時 00 分開議
委員会室

◎ 日程

1 教育委員会

- (1) 夕張市石炭博物館模擬坑道災害について
- (2) 地域おこし協力隊員の採用について

2 企画課

- (1) 「炭鉄港」の日本遺産認定について

3 産業振興課

- (1) 虹ヶ丘パークゴルフ場の閉鎖について

4 税務課

- (1) 夕張市税条例の一部改正について

5 建設課

- (1) 夕張市空家等対策計画について

6 市民課

- (1) 宮前町浴場の営業日の変更について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

7 保健福祉課

- (1) 「市立診療所・介護老人保健施設移転改築事業基本計画」の策定について
- (2) 夕張市介護保険条例の一部改正について

8 生活福祉課

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

9 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和元年度補正予算について
- (3) 平成 30 年度特別交付税の決定について

◎ 出席委員（7 名）

千葉 勝 君
本田 靖 人 君
君島 孝 夫 君

大 山 修 二 君
熊 谷 桂 子 君
高 間 澄 子 君
今 川 和 哉 君

◎欠席委員（０名）

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は７名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事、総務課長のほか、説明員として、教育長、課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、教育委員会、企画課、産業振興課、税務課、建設課、市民課、保健福祉課、生活福祉課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

【教育委員会】

（千葉委員長）

それでは、教育委員会より報告を受けてまいります。

（教育長）

それでは、よろしくお願いいたします。

教育委員会からは、お手元の資料の２件の報告がございますが、係の者よりご説明を申し上げます。

（教育課長）

それでは、（１）夕張市石炭博物館模擬坑道災害について、１ページ資料１より順次ご覧ください。

平成３１年４月１８日木曜日に発生しました石炭博物館模擬坑道災害について、これまでの経過等についてご報告いたします。

出火時刻は４月１８日木曜日午後１０時２３分ころと推定されます。自動火災報知器作動は２３時２３分、覚知時刻は２３時４４分、出火場所は夕張市高松７番地、夕張市石炭博物館模擬坑道でございます。出火原因については不明

でございます。

時系列についてご説明いたします。

4 月 19 日金曜日、夕張市石炭博物館模擬坑道災害対策本部が設置されたところでございます。

4 月 27 日土曜日、第 1 回夕張市石炭博物館模擬坑道災害対策有識者会議が開催されたところでございます。

5 月 1 日水曜日、全計測地点でＣＯ計測がなくなったところでございます。

5 月 3 日金曜日、ガスクロマトグラフィーによる、ガス計測を開始しましたが、異常値はございませんでした。

5 月 1 日以降、3 日間ＣＯが検知されていないことから、全地点での注水を休止し、模擬坑道の水位の低下を観測しながら、ＣＯ計測を継続しているところでございます。

4 月 20 日以降実施しておりましたＣＯ及び、ガスクロマトグラフィーでのＣＯ等のガス検知が、5 月 1 日以降、異常値が全く計測されていないことから、広域応援を解除したところでございます。

5 月 8 日までの消防体制につきましては、市消防本部延べ 269 名、市消防分団延べ 95 名、広域応援 19 消防本部延べ 662 名、合計 1,026 名の応援をいただいたところでございます。

5 月 13 日月曜日、第 2 回夕張市石炭博物館模擬坑道災害対策有識者会議が開催され、有識者会議の中でのご意見が多かったことから、有識者会議終了後、臨時の災害対策本部関係者会議を開催し、鎮火と判断したところでございます。

その他、市内外のさまざまな方々から差し入れ・炊き出し等をいただきました。平成 31 年 4 月 20 日から令和元年 5 月 6 日まで延べ 21 団体、個人を含む 81 名からのお志をいただいたところでございます。

有識者会議の概要版を 3 ページ以降に添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

報告は以上でございます。

(教育課主幹)

(2) 地域おこし協力隊員の採用についてご報告いたします。

4 月 1 日付でＮＰＯ夕張市体育協会支援として、札幌市より中島大輔さんの赴任が決定し、既に活動中でございます。主に、総合型スポーツクラブの活動促進と合宿誘致などの任務に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(大山委員)

(1) の夕張市石炭博物館模擬坑道災害について 2 点お伺いをしたいと思います。

5 月 25 日付の報道でありましたが、博物館本館のオープン、再開を 6 月 8 日に再開するという報道がありましたが、その経過について、お知らせ願いたいと思います。

(教育課長)

大山委員のご質問にお答えいたします。

博物館本館のオープンにつきましては、今現在、博物館の指定管理者であります炭鉱の記憶推進事業団と、現在協議をしている最中でございますので、日程については、まだ未定でございます。

以上です。

(大山委員)

はい。わかりました。

また、その同じ報道で、臭いの関係があるということで、一般的に言う水平坑道というのですか、そこは再開しないのだという書き方をされておりましたが、そこら辺はどうなのでしょう。

(教育課長)

はい。大山委員のご質問にお答えいたします。

博物館本館を含めて、見学範囲をどこまでにするかということにつきましても、今現在、指定管理者と協議をしている最中でございますので、どこまでするとかということは決定はしておりません。

以上です。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(大山委員)

はい。わかりました。

博物館につきましては、エレベータも目玉となっていると思いますので、水平坑道までおろして、途中で外に出てもらおうということも考えられるのかなというふうに思いますので、そこら辺も検討をよろしくお願いしたいと思います。

続けて、よろしいでしょうか。

(千葉委員長)

はい。

(大山委員)

2 点目ですが、模擬坑道の火災についてですが、有識者会議の概要にあり

ます、資料でいう 7 ページの最後に、今後の進め方というのがありますが、水質検査の結果をもとに、ろ過方法、経費等を検討していくということですが、これから先の具体的な作業工程というのがありましたら、お聞かせ願います。

（教育課長）

大山委員のご質問にお答えいたします。

水質検査の結果をもとに、ろ過方法、経費等を検討と記載しておりますが、水質検査の結果につきましては、結果が出ておりまして、排出基準についてはクリアしているという結果が出ております。それを踏まえて、今後、ろ過方法等にどれぐらいの経費がかかるのかというところを今現在、調査しているところでございます。また、それ以外の今後の具体的な進め方につきましては、まず次の一手としましては、坑道内の水の処理方法といいますか、水を排出するか、排出しないかという判断になるかと思えます。

で、その判断に至るためには、その先のことも検討しなければならず、水を抜いた後、坑道内に入れるのか入れないのか。入るにはどれぐらいの経費がかかるのか。安全性の問題等も含めて、検討しなければならないと思います。

で、それも、その後になりますと、当然模擬坑道全体を復旧するのかわからないのか、復旧できる状態にあるのか否かというところも判断しなければいけないと思います。それらを総合的に判断して、水を抜くのか抜かないのか、というところを今後協議、検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

（千葉委員長）

よろしいですか。

（大山委員）

はい。わかりました。

いずれにいたしましても、1 週間、2 週間の単位ではないというふうに思います。それで、今お聞きしました、それぞれの作業工程の中で、途中経過等々、報告をお願いしたいというふうにお願いをいたします。

以上でございます。

（千葉委員長）

ほかにございませんか。

（熊谷委員）

今の答弁の中で、水を抜くのか抜かないのかというお話がありましたけれども、抜かないという選択肢がもしあるとすれば、それはどういったことで

そういうふうになるのか、その辺をお願いします。

（教育課長）

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、水を抜くにしても、水抜くだけでも経費がかかります。また、その水を河川に流すにしても、さまざまなろ過方法が必要になってきますので、それについても経費がかかります。また、その水を抜くという判断をして、経費をかけました。その後、また坑道内に入ることができるのか、できないのか、なので坑道内に入るためには当然、火災現場でもあり天井、壁等がどのような状態になっているのか、安全であるという確証がとれない中で、誰か人が中に入るということは非常に難しいと。

それを、安全対策をとりながら中に入っていくためにはどれぐらいの経費がかかるのか。先ほど申したとおり、模擬坑道を復旧するためにはどれぐらいの経費がかかるのか、全てを総合的に判断して、最終的に水を抜くだけでも膨大な経費がかかるというところも踏まえて、抜く、抜かないという判断をせざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

（熊谷委員）

今のお話ですと、全て経費の問題というふうに聞こえてしまうのですけれども、そういうふうにとって構わないですか。

（教育課長）

全て経費というと、多少、語弊はあるかと思いますが、そもそも水を抜いた後、模擬坑道内に入ることができるのか、できないのかというところも踏まえて、判断しないと、水を抜いたはいいけれども、一切、中に入ることができる安全が全く確保されないとすると、水を抜いても全く無意味になってしまいますので、その辺も含めて物理的な面も含めて、判断していかなければいけないと思います。

以上です。

（千葉委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（小林議長）

なければ、一つよろしいですか。

消防長も来られていますので、支援をいただいたことが、それぞれ消防を含めて、市内また市外からも、いろいろな形で支援をいただきましたよね。その部分での概要を若干お知らせいただきたいなと思いますけれども、当然、夕張以外の方からも、消防を含めて支援をいただいたというので、ある程度、

概要がわかれば、どういうルールで支援要請をされたのか、また、自主的にそういうものがあつたのか、若干そのさわりをお聞かせください。

（消防長）

ただいまの質問にお答えいたします。

消防の応援としましては、基本的に今回の場合は、大規模災害ではないのですが、ニュース報道等を見て、道央地区、夕張の場合は道央地区が応援の枠に入っておりますので、その事務局が小樽市消防になっております。そして、それと札幌消防局から夕張の消防のほうに問い合わせがありまして、災害規模はそんなに大きくはないのだけれども、特殊な災害として、応援は必要なのかどうなのか、という問い合わせがありまして。当方でもせっかく応援して下さるという気持ちがあるのであれば、快く応援をして助けてもらいたいというような成り行きで、札幌消防局と道央地区の消防応援協定の事務局の小樽市消防に応援要請をしたところです。

そして、合わせて今回の坑道の水を満水にするための方法といたしまして、開発局の災害対応チームの大型排水タンク車が非常に有効だということがわかりましたので、合わせて開発局のほうにも、その車両の貸し出しについて依頼をかけたところであります。

あと、個々のその他の応援につきましては、まあ、炊き出し等、先ほどもありましたが、応援をいただいたところでもあります。道央地区につきましては、細かく言えば、かなり多くあるのですけれども、先は羊蹄山麓消防組合、近くのほうでは南空知のところという段階で、広域の消防になれば、その広域で、例えば寿都であるとか、また、その近隣の違う消防が合わせて人員をかけて、応援して下さったというような経緯も、ここで報告しております。

（小林議長）

いいですか。

大変ありがとうございました。私どももそれぞれの応援に大変感謝しているところでありまして、それぞれ議会も、それぞれの各議員も、それぞれの地域地域での関わりを持たれている方もおりますので、後ほど事務局として、それらの地域の資料もいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

（千葉委員長）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これで教育委員会を終わります。

【企画課】

（千葉委員長）

次に、企画課より報告を受けてまいります。

（企画課長）

よろしくお願いいたします。

企画課のほうからは、お手元の資料のとおり、「炭鉄港」の日本遺産認定についてということでご報告させていただければと思います。

まず、そもそも、「炭鉄港」とは何なのかというところがございますけれども、こちらの資料にも書いてありますとおり、こちら、背景が人口減少でありますとか、高齢化とか、そういう地方を取り巻く状況というのは厳しいところでもありますけれども、そうした中で、どうにか新たな地域の魅力をつくっていけないかということで、道庁の振興局さんのほうでありますとか、関係自治体と協力して進めてきたものでございます。

具体的には、空知の「石炭」、室蘭の「鉄鋼」、小樽の「港湾」、そして、それらを結ぶ「鉄道」が、日本の近代化及び北海道の発展に大きく貢献したという歴史に着目しまして、各地域にいままだ数多く残っている産業遺産を生かし、その歴史にふれることで北海道の新たな魅力として発信していこうとするものでございます。

（2）のほうなのですが、炭鉄港の取り組みを、日本遺産の文化庁が制定したわけがございますけれども、日本遺産のほうに申請いたしました。

ストーリータイトルは「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～」で、申請者は赤平市さんを代表自治体とする 12 市町というところでございます。こちら、1 月 8 日に申請いたしまして、先日の 5 月 20 日に認定をされたというところでございます。

今後につきましては、まだ具体的なところは決まっていないのですが、今回の認定を契機にしまして、議論しながら取り組みについて、進めてまいりたいと思っております。

報告は以上です。

（千葉委員長）

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

（本田委員）

炭鉄港についてお伺いをしますが、日本遺産に認定されたということは、非常に喜ばしいことかと思うのですが、具体的に日本遺産に認定されたことによるメリットというのは、どういうことがあるのかを教えてください。

（企画課長）

大変失礼しました。なれないもので、申しわけございません。

こちら、メリットということでございますけれども、なかなか、何というのですかね、具体的なメリットは、なかなか見えづらいところではあるかもしれませんが、まず、皆さんに注目していただけるという点が、まず1点あるかと思います。

また、こちら文化庁の日本遺産との施策でございまして、こちら、支援策もございます。具体的には文化庁のホームページの中に載っているのですが、日本遺産の魅力発信推進事業というのがございまして、こちら、日本遺産に認定されたものにつきまして、その魅力を発信する事業について、文化庁のほうから一定の金額を補助いただけるというものがございまして、こちらについても、今後の炭鉄港の取り組みが利用していくのかどうかというのは、関係の自治体様のほうと議論しまして、考えていきたいなと思っていますところでございます。

また、文化庁のホームページ同じく見ておりますと、日本遺産大使というものもございまして、日本遺産プロデューサー派遣事業というものもございまして、こういう文化庁のほうから、いろいろ魅力の発信についての支援を受けられるようになっております。

以上でございます。

(本田委員)

文化庁のほうから、さまざまなメニューがあると。決定するのは、この申請された12市町の皆さんで協力してということになるかと思うのですが、具体的に、例えば補助金については幾らぐらいの上限で、出るかどうかは別にして、設定されているのだよということを、もしご存じであれば教えてください。

(企画課長)

一応、目安ではございますけれども、一応、3カ年補助が出るというふう聞いております。で、一応目安としまして、1年目が4,000万円を目安。2年目が3,000万円。3年目が1,000万円というところでございます。当然、取り組みの内容とか、そういうものによって金額も変わってくるかと思いますが、こちらが一応、上限といいますか、目安になるかと思います。

以上でございます。

(本田委員)

はい、わかりました。

(千葉委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(大山委員)

炭鉄港ということで、夕張の場合は石炭ということになりますが、先ほどの教育委員会の報告でもありましたが、模擬坑道の火災、これというのは、夕張の場合、すごく大きなウエートを占めていると思うのですけれども、この申請者 12 市町ですか、この中で、この火災というのをどのように捉えているのか、どんな状況になっているか、お聞きいたします。

(企画課長)

今回の石炭博物館の模擬坑道の火災というのは、こちら、炭鉄港の日本遺産申請の後に起こったものでございまして、なかなか、こちらとしても予想外のことが起こってしまったということは、事実でございます。で、当然、模擬坑道以外にも夕張市内で炭鉄港に関する構成文化財、資料の 2 枚目のほうにもございますけれども、そういうのを生かしながら取り組みを進めていければなと思っています。

当然、短期的には今、模擬坑道を見られないというのは、影響はあるかと思えますけれども、長期的に炭鉄港の取り組みというのは、今、この一瞬だけを取り上げてやるものではございませんので、長期的な観点から、こちらをどのように利用していけばいいのかという点を含めて、取り組みを進めていければと思っております。

以上です。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(大山委員)

夕張、いろいろ遺産があるのでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、模擬坑道というのは、かなり大きなウエートを占めていると思いますので、火災、復旧、教育委員会にとどまらず市全体で、まず復旧をするんだという方向で進めていただきたいと、このように思います。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、ないようですので、これで企画課を終わります。

【産業振興課】

(千葉委員長)

では、次に産業振興課より報告を受けてまいります。

(理事)

すみません。私から産業振興課の報告案件について説明させていただきます

す。

虹ヶ丘パークゴルフ場についてですが、平成 19 年から指定管理を行っていた団体が、平成 20 年 3 月末をもって指定管理を返上したいという申し出がございました。それに伴いまして、地元の方が 5 月 22 日に虹ヶ丘パークゴルフ場管理運営委員会を設立いたしまして、市では、平成 20 年 5 月からその委員会と契約してまいりました。これまで 1 年更新で、平成 20 年から 30 年まで 11 年間にわたって更新してきたところでございますが、このたび市内のパークゴルフ愛好家の減少と会員の高齢化に伴いまして、維持管理が困難になったということで、契約を解除したい申し出がございました。市としては、やむを得ないということをもって、本年 3 月末をもって、無償貸付契約を終了したところですので、今年度は虹ヶ丘パークゴルフ場については閉鎖とさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

(千葉委員長)

はい。これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方。

(高間委員)

今、閉鎖ということでしたので、今後は新たに例えば募集をするとかいうことは考えていらっしゃるんですね。

(理事)

現時点においては、新たにこういった事情、これまでの経緯も含めて事情がございますので、新たな団体を募集するということは考えておりません。

(高間委員)

はい。わかりました。

(千葉委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林議長)

ちょっとこの件に関して、いいですか。余りしゃべりたくないのです。

一つだけ確認で、お願いしたいと思いますが、この辺は今、パークゴルフ協会というのがありますよね。その部分との話が行政側としてされておられるのか。また、夕張市内のパークゴルフの愛好家の減少という部分なのですが、果たして、減少しているのか。夕張のパークゴルフ場が、なかなか、ほかの夕張以外のところのほうに行かれているのかという部分もあるのですけれども、紅葉山のパークゴルフ場ありますよね。その部分との兼ね合いとか、そちらの利用とか、その辺もある程度勘案しているのかどう

か。その二つ、三つですか。ちょっと確認させていただきます。

(理事)

パークゴルフ協会というのは、もう一つ市内にあります紅葉山のパークゴルフ場の状況、それからパークゴルフの人口については、現在、私のほうで、本日、詳細な数値を把握しておりません。そういった状況から、あくまで今回、虹ヶ丘に限定してというお話させていただきましたが、必要に応じて、調べさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

はい。わかりました。

(千葉委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

【税務課】

(千葉委員長)

次に税務課より報告を受けてまいります。

(税務課主幹)

税務課より、市税条例の一部改正について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布、並びに所得税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成 31 年 10 月 1 日以降に施行が予定されている部分について、市税条例の関係部分の改正を行うものであります。

なお、元号について、新元号ではなく、平成と表記されているものがありますが、今回の税制改正において、平成 31 年 3 月 29 日に法律が公布され、専決処分の承認をいただいた 4 月 1 日及び 6 月 1 日施行分を除くものについて、改正を行うものであります。この場合、国から 3 月に示された標準条例の例に基づいており、さらには軽自動車税において、既に平成 31 年 10 月 1 日施行分の条例改正を終えているものがあることから、整合性を図るため、本則については平成表記とし、附則の施行日については新元号表記としております。今後元号について、国から標準条例の令により示されることも予想されますので、適宜改正することといたします。

主な改正内容につきましては、(1) から (4) までは軽自動車税関係で、1 点目として、環境性能割の環境に応じた非課税及び税率を 1% 減とするための規定の整備。2 点目として、環境性能割の賦課徴収は、当分の間、北海道が行うことから、道の取り扱いにあわせるための規定の整備。3 点目、4

点目については、種別割の税率の特例として、記載年度分に限った軽課の規定の整備であります。

(5) から (7) までは市民税関係で、1 点目として、給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合には、申告書にその旨を記載することとするための規定の整備。2 点目として、年末調整の適用を受けた所得控除に関する、申告書記載事項の簡素化に伴う規定の整備。3 点目として、単身児童扶養者を非課税とするための規定の整備。その他法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理を行うものであります。

なお、関係条文を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、条例改正につきまして、次期定例会に提案を予定しているところをご報告申し上げます。

以上です。

(千葉委員長)

確認なのですが、改正内容の 1 番の税率を 1% と書いているのですが、これ、10% なのですか、今たしか報告。

(・・・)

今、しゃべったのですか。

(千葉委員長)

1% と。

(・・・)

1% です。

(千葉委員長)

9 と言ったのは。

(・・・)

1% です。

(千葉委員長)

わかりました。すみません。私の。

はい。これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで税務課を終わります。

【建設課】

(千葉委員長)

次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課から夕張市空家等対策計画についてご報告申し上げます。

近年、全国的に人口減少や既存住宅の老朽化等に伴い、空家が増え、その中には、適切に管理されず地域住民の生活に悪影響を及ぼしているものがあり、国も、その対策として、平成 27 年 2 月に空家等対策の推進に関する特別措置法を施行し、空家等の対策を総合的に推進していくということにしております。この特別措置法に基づき、空家等対策計画の策定を進めてまいりました。庁内の連携会議、有識者で構成されました連絡協議会での検討、そしてパブリックコメントを実施し計画を策定しましたのでご報告いたします。

まずは、この資料 1 の概要版のほうを開いていただきたいと思います。

まず 1、背景・計画の位置づけですが、現在、本市においては 960 件程度の空家があると推定され、今後人口減少とともに、さらに空家が増加するものと考えられます。これらが適正に管理されない場合、防災、環境、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり、対策が求められています。

計画の位置づけは、国が定めた方針に即して、本市の財政再生計画や、まちづくりマスタープラン等の上位計画と整合性を図り、位置づけております。

2、空き家の現状ですが、平成 28 年度に実施した空き家実態調査により、右の図のように一戸建て住宅の空き家は 398 件あり、平成 25 年の都市統計調査と、この平成 28 年空き家実態調査の割合から、平成 30 年には 440 戸程度の一戸建ての空家があると考えられます。また、都市統計調査の空家の割合と、平成 30 年の店舗事務所等の固定資産税負担課税対象戸数に乗じて算出した結果、520 戸程度の店舗事業所等の空家があると推計され、一戸建てと合わせて 960 戸の空家があると推計しております。

次に、空家等の課題ですが、所有者側の要因による課題として、人口減少や高齢世帯、高齢者の単身世帯の増加による空家の増加要素があります。管理者として、意識の低下として、所有者の高齢化や市外への転出、多数の相続人の存在など、管理責任があるという意識が低下していると考えられます。財政的に余裕がないとして、所有者もしくは相続人において、金銭的余裕がなく、維持管理や除去の措置を行うのが厳しい状況にあると考えられます。

次に、情報知識が不足しているという部分では、維持管理の方法や除去に関する知識が不足しているということが考えられます。

次に、地域近隣住民間の要因による課題ですが、隣接する空家等への関心不足として、人口の減少や高齢化により地域コミュニティの維持・形成が難しくなっており、周りの空家も増えてきていることから、関心が薄くなってきているというふうに考えられます。所有者の働きかけが困難として、近隣の所有者不明で、地域からの所有者の空家維持の働きかけが難しくなっています。

次に、法制度の要因による課題ですが、空家を改修する場合、古い住宅に

については、耐震性に問題があるたび、そのたびに改修費用が大きくかかります。法定相続人が相続を放棄し、実質的な所有者が不在となり、除却修繕等が進まない状況にあります。

これらの課題を踏まえ 3、基本的な方針ですが、所有者の意識向上として相続、転出などにより誰でも空き家の所有者になる可能性があり、管理する責任があることを啓発していきます。地域住民、民間事業者と連携した取り組みについては、空家は地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題として捉え、地域住民の空き家の情報が不動産関係の民間事業者へと連携を図り、空き家が中古住宅として流通、利活用されるよう促進を目指します。

特定空家等の取り組みですが、特定空家とは、空家等対策について等の推進に関する特別措置法に定める倒壊や衛生上有害、景観上損なっている住宅のことを言い、これらを優先に取り組んでいきます。

住民からの相談に対する取り組みとして、建設課において、所有者等からの空家の利活用や維持管理、除却等の相談に対応いたします。

4、計画期間、対象地区その他につきましては、計画期間は令和元年から10年間。対象地区は市内全域の空家が対象となり、対象について調査し、空家等を特定いたします。

5、空家等の適切な管理は、第一義的には所有者がみずからの責任において行うことが原則です。このことを啓発し、管理不全なまま放置されることを防止します。所有者等の意識の向上させて、啓発及び空家対策に関する情報提供の取り組みを行っています。相談体制の整備等については、建設課に相談窓口を設置し、北海道や関係団体との連携を図ってまいります。

6、空家等及び跡地の利用促進についてですが、（1）地域住民からの要望。地域の要望により、地域交流や地域活性化、福祉サービスの拠点など、利用可能な空家について、所有者の意向を踏まえ、地域住民に情報提供を検討いたします。（2）利活用可能な空き家及び跡地の情報提供。所有者の同意を得た上で、相談窓口において利用可能な空き家や跡地の情報提供を行います。

（3）補助金の利用促進。空き家対策を行うに当たり、現在も実施している老朽建物除却費補助金、中古住宅取得費補助金、リフォーム工事補助金を積極的に活用し、空家解消を推進します。地域に応じた柔軟な対応の検討ということで、跡地を地域の駐車場や堆積スペースなど、柔軟な対応を検討します。（5）関係法令等の遵守。空家等を従前の用途以外で活用する場合は、関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行うよう助言します。

7、空家等対策の実施体制ですが、庁内の各課が役割と責任を持ち、対策に取り組むため、夕張市空家等対策庁内連携会議を設置しております。また、

関係団体等との連携のもと、空家対策を進めてまいります。計画の進捗状況の確認・検証、計画の変更や施策実施に関する協議のため、有識者による夕張市空家等対策連絡協議会を設置しております。

最後に、パブリックコメントによる意見を報告いたします。

A4、1枚目のほうをご覧ください。メールにて1件、3点のパブリックコメントをいただいたところです。

一つ目は、いわゆる空家バンクへの情報掲載。夕張市ホームページや、委託先の夕張不動産への情報掲載など、有望者が空家活用を検討するための情報提供として、データベースをもとにした情報、機会、閲覧可能な窓口の開設・設置を希望しますということで、市としては、今現在、960戸という空家があると推計されることから、まずは、この調査整理をしていくことを一にしていきたいということで、その次の段階で空き家バンク等の掲載を考えていきたいというふうに考えています。

二、また同ページ同項の4、所有者の意向を調査情報として売却活用、処分するに当たって、相談できる窓口があればいいと思いますということで、この部分については、先ほど来申し上げており、建設課のほうで、窓口を担いたいというふうに考えております。

三つ目、空家の確認に対して、新たな利用者が減った場合、近隣への告知配慮がなされるとよいと思いますということで、近隣への告知につきましては、必要な範囲で利活用者が行うというふうに考えられるものですから、個人情報の保護の観点から、夕張市のほうから働きかけて、告知に入るということは考えていないというふうに回答し、これについては、ホームページのほうに掲載させていただいております。

以上です。

(千葉委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。ないようですので、これで建設課を終わります。

【市民課】

(千葉委員長)

次に市民課から報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課から、2点報告申し上げます。

その前に、レジュメの中で、平成31年と記載しております。令和元年と

いうことで、訂正ください。

まず、宮前町浴場の営業日の変更についてでございますが、現在の宮前町浴場の施設につきましては、昭和 45 年に建設され、当時の北炭連合浴場組合が運営しておりましたが、昭和 60 年 8 月に市が引き継ぎ、運営を行ってきているものでございます。入浴設備のない公営住宅の機能を補完するもので、平成 17 年当時は利用者数が 1 日 100 名を超えておりましたが、公営住宅の再編事業が行われ、入浴設備のある公営住宅が増設されるにつれ、利用者の減少が著しく、平成 30 年度には、1 日平均 32 人程度まで落ち込んでいるところでございます。平成 19 年に真谷地浴場の営業日を週 6 日から 3 日に変更しておりますが、当時の入浴者数は 1 日平均 36 人であり現在の宮前町浴場がその水準を下回っていること。さらには、住宅再編事業の今後の進捗により、さらに利用者の減少が予想されることから、真谷地浴場と同様に営業日を週 6 日から 3 日に変更するものでございます。

なお、実施につきましては、10 月 1 日から予定しており、宮前町浴場組合と事前に協議し、理解を得ているものでございます。

2 点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正につきましては、主幹のほうからご報告申し上げます。

(市民課主幹)

それでは 2 点目の、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてご報告いたします。

2 ページをご覧ください。

1、改正理由 国民健康保険法施行令の一部改正及び令和元年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の決定に伴う国民健康保険料必要見込み額との関連における保険料率等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正内容、①低所得世帯への国民健康保険料軽減の拡大。世帯の所得が基準以下の場合、1 人当たりの「均等割額」、1 世帯あたりの「平等割額」が、所得に応じて 7 割、5 割、2 割と軽減されます。このうち、5 割軽減、2 割軽減となる所得の基準が前年度に引き続き拡大されるものです。

軽減判定の所得基準額については、表のとおりで 5 割軽減が 27 万 5,000 円から 28 万円に。2 割軽減が 50 万円から 51 万円に拡大されるものとなっております。

②旧被扶養者減免に係る均等割・平等割の軽減（半減）の期間の変更。これらの半減の期間は、これまで当分の間とされておりましたが、資格取得日の属する月以降 2 年を経過する月までの間に限ると改正されました。

③国民健康保険料の料率と賦課限度額の改定について、3 ページをご覧ください

ださい。

この表は国民健康保険料の料率と、賦課限度額の改定案の比較表となっております。令和元年度の料率と賦課限度額について、国保準備基金を活用して医療分・後期支援金分・介護分の所得割・均等割・平等割を一律 30% 減に改定します。なお、賦課限度額については、法改正により医療分の賦課限度額をこれまで 58 万円を 61 万円引き上げるものとなっております。

2 ページにお戻りください。

3、施行日については、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用いたします。

なお、条文については、資料の 4 ページから 8 ページにわたり、新旧対照表のとおりとなっております。

以上です。

(千葉委員長)

はい。これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方。

(熊谷委員)

今の説明で、軽減される方たちが増えるということがわかりました。で、値上げになる方たちもいらっしゃると思うのですけれども、そういう方たちはいらっしゃるのですか。

(市民課主幹)

改正内容の①に関してでしょうか。

これは、軽減判定の所得基準額を拡大しますので、該当する対象の世帯が増えるの見込んでおりますので、高くなるということには、当てはまらない事項となっております。

(熊谷委員)

今ちょっと、聞き方が悪かったかもしれませんが、全国的には、国民健康保険料の負担分が非常に高くなる人たちが相当出てくるよということが言われているのですけれども、夕張市の場合には、どの程度の方たちが料金が上がるというふうに考えればいいのですか。

(市民課主幹)

ただいまの①に関しては、国が法的な減免について、対象者の拡大を行うものとなっております。なお、夕張市においては、保険料率については、一律 30% 軽減するという改正案を打ち出しておりますので、今回、賦課限度額が医療分で 3 万円上昇いたしますが、平均のまだ試算の段階ではございますが、平均で、平均の保険料としては、全世帯がマイナスとなる試算の結果を得ております。

(千葉委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

はい。わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。ないようですので、これで市民課を終わります。

【保健福祉課】

(千葉委員長)

次に保健福祉課から報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課です。

当課からは、市立診療所の移転改築事業基本計画の策定についてということで、(1)の説明をさせていただきたいと思います。

市立診療所については、これまで基本計画の策定を取り進めてきたところでございます。計画の素案については、市民目線で、市民が利用しやすい施設となるよう幅広く意見を聞くため、パブリックコメントを行いました。

資料 1-1、実施結果をご覧ください。

パブリックコメントの期間としては、4月1日から12日まで、これ大変申しわけないです。14日ではなくて12日間の誤りでございます。訂正させていただきます。12日間行いました。閲覧の場所は保健福祉課、南支所、市立診療所の3カ所でございます。その結果、表記のとおり1件のご意見をいただきました。

ご意見の趣旨としましては、以前、家族が介護施設サービスの利用を希望した際に、介護職員の不足等を理由に受け入れを断られたことがありました。

施設の移転に関して魅力あるまちづくりの取り組みも視野に入れ、そのことを内外にアピールしながらの介護人材育成への取り組みが必要ではないかと考えます。

整備された緑の中の散策路をほほ笑ましく介護者と散歩している姿が見られるような施設整備を期待しています。

介護職員の笑顔が利用者さんのすぐれた特効薬となるはずです。職員の皆さん頑張ってください。応援しています。というご意見でした。

これに対して、当市のほうでは、考え方として、新施設というのは「安心」「安全」「安定」の三つの理念のもと、ハード面を中心に基本計画を策

定しました。ソフト面を含めて、実際の運営方針等については、指定管理者の意見も聞きながら、進めたいと思っています。なお、基本計画の本編に記載のとおり、敷地の地形や緑地等の現況の環境を生かしながら、市民の皆様が利用しやすく、安心できる地域医療の確保に取り組んでまいりますということで、まとめております。

ご指摘のご意見も参考にさせていただきながら、設計を進めたいと思っています。

次に、基本計画の説明に入ります。

資料 1-2 をご覧ください。

資料 1-2 は、資料 1-3 の概要版となっております。概要版の、まず裏面の基本方針をご覧ください。

基本理念、先ほど申し上げましたとおり、「安心」「安全」「安定」と三つの視点を設定してございます。理念としては、市民が「安心」できる、「安全」に正確な医療を受けられる、持続的に「安定」した医療がある。ということになろうかと思えます。

老健についても基本理念としては同じような扱いでございます。

役割としては、「地域医療の確保・提供」「地域包括ケアシステムの構築を推進するための中核的な施設」という位置づけでございます。

機能としては、北部地区における医療を確保。中核的な医療機関。連携しながら医療の提供。初期救急医療の中心等々がございます。

老健の機能については、高齢化社会に対応した必要な介護サービスの提供等々がございます。

規模としては、既存の利用状況と法に準じた新施設の面積を記載してあります。基本、現状どおり 19 床と 40 床というイメージで記載しています。診療所が全体の 6 割以上を占めています。

中ほどをご覧ください。

まず、下の段、階構成です。これが断面図になります。診療所と老健は、それぞれの機能が明快に分離できるよう、フロア別に配慮の上、自家用車等による利用者数が多いことから、道道からアクセスしやすい 2 階に配置します。老健は、主に送迎バスの利用が多いので、構内道路を経由して、1 階において 1 階から入るというイメージであります。

その上の大きな図面、配置計画をご覧ください。

注意書きにございます。上から行きます。サブアプローチへの構内道路、道道から 3.5 メートル低いレベルにアクセスする車両導線として、除排雪に配慮した幅と勾配のスロープ通路を計画しています。

利用者の駐車場です。メインアプローチに隣接した車寄せと施設利用者用

スペースを確保したいと思っています。

メインアプローチです。2 階から診療所に入りますが、これがメインの導線になります。路線バス利用者のバス停からの歩行導線、救急車両、一般車両の導線に配慮してつくっていきたいと考えています。

続いて、右のページをご覧ください。

これは、イメージというか配置の考え方を書いたものです。道道に面して駐車場。駐車場に面して診療所玄関と救急の入り口があります。

初めに診療所玄関です。バス停や駐車場からアプローチしやすいように、道道に面しておきたいと思っています。

救急です。救急は、救急車が近づきやすい、アクセスしやすい道道側に計画しています。

外来は、点線部分です。点線部分、エントランス、待合に外来を隣接して配置したいと考えています。

下の図面をご覧ください。こちらが老健になります。

老健は、迂回して、取付道路をぐるっと回って1階から入るイメージになりますが、送迎バスや車による通所がメインとなるため、構内道路を経由して、アクセスします。これが南東になります。

居室です。居室は、食堂などの諸室は日当たりがよく、緑に面した南西側に配置したいと考えております。

通りハです。日当たりがよく、通所する方に配慮して、老健玄関に近接した位置に配置したいと思っています。

なお、詳細については、資料 1-3、基本計画をご覧くださいければと思っています。

市立診療所の基本計画の概要については以上です。

続いて、(2) 夕張市介護保険条例の一部改正について説明いたします。

まず、趣旨でございます。2 点でございます。介護保険施行例の一部が改正されたことにより、低所得者の保険料軽減強化を図ることになったことから、本市における介護保険料についても、政令の基準に基づき、当該介護保険料を改定するものです。

2、延滞金の減免規定を新たに設けるものです。

改正内容としましては、以下のとおり、第 1 段階 0.45 から 0.375。第 2 段階 0.75 から 0.625。第 3 段階 0.75 から 0.725 というふうになります。

ちなみに、金額については、第 1 段階は 3 万 3,600 円から 2 万 8,000 円。マイナス 5,600 円と。第 2 段階も 5 万 6,100 円から 4 万 6,700 円と 9,400 円の減と。第 3 段階は 5 万 6,100 円から 5 万 4,200 円と 1,900 円の減になります。

適用日は、31 年の 4 月 1 日から適用になります。

以上で説明を終わります。

(千葉委員長)

はい。これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【生活福祉課】

(千葉委員長)

次に、生活福祉課から報告を受けてまいります。

(生活福祉課長)

生活福祉課からは、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

資料 1 でございますが、初めに資料の文言の説明の前に、災害弔慰金の支給等に関する条例の位置づけと概要を簡単に申しますと、この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、被災者への支給等を市町村が実施主体として行う趣旨で、各市町村において定められている条例でございます。

支給等の区分としては、被災者遺族や、本人に支給する災害弔慰金及び災害見舞金、それと被災者へ生活再建のために貸し付ける災害援護資金があります。財源については、給付金と貸付金で若干異なりますが、災害援護資金については、全額が国及び都道府県の負担となります。

本件の改正対象であります災害援護資金の貸付額上限は、家財等の被害状況によって異なりますけれども、最大で 350 万円となっております。

次に資料の 1 の 1 番の項目です。改正の趣旨でございますが、1 行目から 2 行目にかけては、長い法律名なのですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これは、いわゆる第 8 次地方分権一括法ということなのですが、これによりまして、先ほど申し上げた災害弔慰金の支給等に関する法律及びその施行令、これはこの後、法律ちょっと読みますけれども、これらが改正されました。

法律等の改正の概要としましては、項目の 2 番の 2 行目から 3 行目に記載しておりまして、また条例の改正項目として、2 番の項目の (1) から (3) にある項目に直結するものなのですが、次の 3 点が法律等の改正概要ですが、一つ目が被災者が災害援護資金をより借りやすくなるように、従来は、法の縛りで一律 3% とされていた貸付利率を、市町村がそれぞれの条例

で引き下げることができるようになったこと。二つ目が、従来の必須であった保証人設定について、法律から削除され、その要否は市町村が条例で規定することになったこと。最後に、償還方法として、月賦償還が加えられたことです。

これを受けまして、適切な貸付条件について検討いたしまして、まず 2、改正の内容の（1）のような案といたしました。具体的には、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は貸付利率、年 1.5%とするものがあります。

改正案の見どころとしては、次の 2 点ございます。

一つ目は、東日本大震災に係る特例措置としまして、この災害援護資金に設定された貸付条件というのがあるのですが、これが、ちょうど今回、当市の改正後の貸付条件案と同じということでございます。保証人必須で、利率 3%だったものを保証人を立てなくても 1.5%の利率で利用できるとともに、保証人を立てた場合には、無利子になるということは、被災した方にとっては、より利用しやすい制度になるものと言えるかと思います。

見どころの 2 点目としましては、ほかの類似した制度としまして、都道府県社会福祉協議会が実施主体であります生活福祉資金貸付制度というのがあるのですが、この制度におきましても、保証人設定の場合を含めて、本件改正案と同一の貸付条件、利率等というふうになっております。

資料に戻りまして、改正内容（2）の保証人に係る改正につきましては、従来は法律の特定の条文を参照するという旨の文言があったものを、先ほど申し上げたように、法律から保証人についての記述が削除されたため、改めて、条例上の文言を設置したということになります。

それから（3）につきましては、法律等で償還の方法が新たに加えられたことを受けまして、条例にも同様の方法を追加するものがございます。

改正の施行日は、公布日としております。

以上の改正内容に関する条文につきましては、次ページ以降、別紙としまして新旧対照表として添付しております。

所管課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（千葉委員長）

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい。ないようですので、これで生活福祉課を終わります。

【財政課】

(千葉委員長)

では、次に財政課から報告を受けてまいります。

(財政課長)

お疲れさまです。財政課からは報告 3 点ございます。

まず、報告事項の 1 点目、財政再生計画の変更について、資料 1 をお開きください。

現在、変更内容につきまして、国及び北海道と協議を行っており、資料内容に変更が生じる可能性があることをあらかじめ、ご留意願います。

今回の財政再生計画の変更は、令和元年度第一次変更以降に生じた新たな課題に対応するものでありまして、計画変更に伴い必要となる財源につきましては、国道支出金や地方債の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金繰入金及び森林環境譲与税により対応するため、再生計画期間の変更はないものでございます。

それでは、個別事項、歳出から説明させていただきます。

歳出総額 2,743 万 5,000 円。まず 1 点目、介護保険事業会計繰出金。こちら、先ほど保健福祉課長より説明がありましたが、低所得者に対し、介護保険料の軽減率が拡大となる制度改正が本年 4 月にあったことから、これに基づき、本市においても介護保険料の軽減拡大を実施するに当たり、保険料収入が減少となる分を一般会計から介護保険事業会計へ繰り出すための経費を追加するものでございます。財源は国費が 2 分の 1、道費が 4 分の 1 になります。

2 点目、滝ノ上生活館非常口の修繕。こちら冬期間に発生した屋根からの落雪により、滝ノ上生活館の非常口が破損し、修繕が必要となったことから、この修繕に要する経費を追加するものでございます。

3 点目、南部コミュニティセンターの誘導灯の更新。消防の設備点検において、コミュニティセンター施設内の誘導灯の予備電池の老朽化し、点灯しない状況が判明しました。当該電池は、現在製造中止となっておりことから誘導灯を更新する経費を計画に追加するものでございます。

4 点目、大型連休中の臨時的一時預かり事業。今年的大型連休中、保育施設等を利用する子供の保育が確保されるよう適切な対応をとるように国からの通知が本年 2 月にあったことから、あらかじめ保育利用者に対し、連休中の希望調査を行ったところ、58 名程度の希望があったことから、本年 4 月 30 日から 5 月 2 日までの 3 日間、一時預かり保育を実施し、この所要の経費を計画に追加するものでございます。財源は、国費、道費それぞれ 3 分の 1 となります。

5 点目、幼児教育無償化導入経費。こちら、本年 10 月より、国の制度に基づいた幼児教育無償化が実施されることから、導入準備のためのシステム改修及び準備事務経費を計画に追加するものでございます。財源は、国費 10 分の 10 です。

6 点目、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金。こちらは本年 10 月より、消費税率が 10%に引き上げられることに対する国の臨時的措置として、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対して 1 万 7,500 円の給付を行うこととされたことから、給付に要する事務経費を含めた所要の経費を追加するものでございます。財源は国費 10 分の 10 です。

7 点目、緊急風疹抗体検査等事業。こちら本年 2 月の国の通知により、風疹抗体保有率の低い昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に、風疹の抗体検査を行い、抗体のない方へは予防接種を行うこととされたことから、所要の経費を追加するものでございます。財源は、抗体検査に係る費用の 2 分の 1 が国費となります。

8 点目、真谷地リサイクルセンター軒天の修繕。真谷地リサイクルセンター内の資源ごみの選別・圧縮・梱包を行っている施設の軒天の一部が老朽化により、剥離落下し、修繕が必要となったことから、所要の経費を追加するものでございます。

9 点目、農業排水河川水位管理委託。夕張市は、農業廃水河川水位管理に関わる樋門・樋管操作作業を北海道から受託し、当該業務を 5 名の管理人に委嘱しておりますが、道の作業員単価改定により、当初予算に計上した当該業務に係る経費が不足するため、この分を計画に追加するものでございます。財源は、道費 10 分の 10 でございます。

10 番目、地域産業資源創出事業。本事業は、企業版ふるさと納税である企業からの寄付金を財源として、菓木の植栽を行うものでございますが、当初予算で見込んでいた寄附額が大幅に減額となる見込みとなったため、それに合わせ事業の見直しを行いました。見直しに係り事業を減額した分を計上するものでございます。こちら、財源である企業版ふるさと納税を減額した上で、一部一般財源に振り替えをしております。

11 番目、プレミアム付商品券事業。こちらは本年 10 月より消費税率が 10%に引き上げられることに対する国の臨時的措置として、低所得者、こちらは、住民税の非課税者と子育て世帯、こちらは平成 28 年 4 月 2 日から本年 9 月 30 日までに生まれた子が属する世帯の世帯主になりますが、こちらに対し、プレミアム付商品券を発行することになったことから、所要の経費を追加するものでございます。財源は、国費 10 分の 10。

12 点目、消防一般業務。本年 4 月 18 日に発生した、石炭博物館模擬坑道

火災につきましては、他自治体の消防の応援を仰ぎ、かつ消火活動が数週間の長期にわたったことから、当初予算に計上した超過に要する燃料費に不足を来すため、その分の経費を追加するものでございます。

13 点目、中学校内の電柱の受電引込開閉器制御装置交換。こちらは、タ張中学校敷地内の電柱に設置している受電引込開閉器制御装置ボックスが破損したため、当該装置の修繕に要する経費を追加するものでございます。

14 点目、中学校の共同調理場のコンビオープン更新。中学校に設置している給食調理場の調理器具の一つであるコンビオープン。こちら、蒸し料理と焼き料理等が可能な調理器具になりますが、こちらの故障が、最近、老朽化のため頻繁になってきたことから、このオープンを更新する費用を計上するものでございます。

15 点目、ゆうばりテニスコートクラブハウス修繕。16 点目、文化スポーツセンター器具庫災害復旧。この 2 点は、昨年 9 月の震災により破損した施設の修繕でございますが、予算繰り越しを前提として、平成 30 年度予算において 3 月に補正を行ったものでございます。ところが、財源として見込んだ災害復旧の国庫補助につきまして、最終的に補償対象地域から外れたことにより、31 年度への繰り越しをせずに、30 年度予算については、未執行としたものでございます。そのため、今年度予算、令和元年度予算におきまして、財源を単独災害復旧事業債と改めた上で、再度補正をしようとするものでございます。

次に、歳入の変更でございますが、2 番国道支出金、3 番企業版ふるさと納税、5 番一般単独災害復旧事業債につきましては、歳出予算の計画変更に伴い財源として、変更を行うものでございます。

1 番の森林環境譲与税につきましては、本年 3 月の国会での法案成立により創設されたものでございますが、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国税として徴収する森林環境税を、国から地方に森林環境譲与税として配分するものでございます。こちら、一般財源扱いとなります。

4 番の繰入金につきましては、歳出における一般財源の不足分を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

資料 1-2 に関しましては、全体としての財政再生計画の変更概要をお示ししております。計画本文の変更につきましては、裏面に掲載しております。

続きまして、資料の 2、令和元年度補正予算につきまして、資料の 2、改めてお開きください。

まず、1 ページ目、地方債の補正につきましては、記載のと通りの補正でございます。

ページをめくっていただいて、2 ページ目、一般会計補正予算の明細でご

ざいますが、補正総額 2,743 万 5,000 円で、財源内訳としましては、国道支出金 3,852 万 4,000 円、うち国庫支出金が 3,546 万 9,000 円、道支出金が 305 万 5,000 円となります。地方債は 200 万円。その他として企業版ふるさと納税の減額が 2,821 万 1,000 円の減額。一般財源は、財政調整基金繰入金と森林環境譲与税で措置するものでございます。

3 ページ目、一般会計の事業経費につきましては、資料 1 の計画変更と同様の内容となっておりますことから、説明を割愛させていただきます。

ページ飛びまして、6 ページ目、国民健康保険事業会計の補正でございますが、こちらは被用者保険、いわゆるサラリーマンが入っている健康保険に入っておりました旧被扶養者の方が、国民健康保険に入った際の保険料の応益割の減免期間を見直す国の制度改正があったことから、これに伴う国保システムの改修に係る補正を行うものでございます。財源が道支出金となります。

ページめくっていただいて、7 ページ目、介護保険事業会計の補正につきましては、資料記載のとおり一般財源に係る歳入科目の増減のみの補正となりますので、この会計のみ歳入科目でお示ししております。内容は財政再生計画の変更で説明した介護保険事業会計繰出と同様なので説明は割愛させていただきます。

財政課の説明 3 点目、平成 30 年度特別交付税の決定につきましては、資料のかがみに戻ってください。

こちら、交付決定年月日は 3 月分でございますが、平成 31 年 3 月 22 日。交付決定額は、12 月交付分、3 月交付分と合わせて 15 億 6,981 万 5,000 円となります。当初予算及び前年との対比の額につきましては、こちら、記載のとおりでございます。

以上、財政課からのご報告を終わらせていただきます。

(千葉委員長)

はい。これより報告に対する質疑を受けてまいります。

質疑のある方。

(本田委員)

資料 1-2 の裏面、計画本文の部分の部分についてお伺いします。

変更前は、特別職の給与の改善については、平成 31 年 4 月改選までというところを当分の間に変更するといった内容の変更かと思いますが、今回の改選を機に見直しをしない理由が何なのか教えてください。

(理事)

特別職の給与改善につきましては、平成 28 年度に実施いたしました抜本的な見直しで、それまで例えば市長であれば約 70%削減のところを、今回

50％削減、副市長を 40％、それから教育長が 30％削減、それぞれ計画にのっとった額におおむね 3 人では、千八百何十万だと思いましたがけれども、に改善したところでございます。

それを、一定について、報酬料上いただいたところなのですが、その後、現在の市長就任後、今回の坑道火災といった状況とかも総合的に踏まえて、最終的にそういった計画にのっとった給与改善の予算措置はしたのですが、市長の判断のもと、まず一つは市長の給与はそのまま据え置く。で、副市長につきましては、置かないで、後任の理事を求めるという形で、継続するという形になりまして、この改定のように、先ほどと繰り返しですけど、坑道火災とか、そういった総合的に市長が検討した結果、特別職の給与削減は、今までどおり継続するという事になったところでございます。

（千葉委員長）

よろしいですか。

（本田委員）

はい。

（千葉委員長）

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

（千葉委員長）

以上で、本日本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長
